

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水)			
招 集 場 所	日 高 市 役 所 第 2 委 員 会 室			
開 閉 の 日 時	開 会 1 0 月 3 0 日 午 前 1 0 時 5 0 分			
	閉 会 1 0 月 3 0 日 午 前 1 1 時 2 7 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副 委 員 長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副 議 長	和 田 貴 弘
欠 席 委 員	な し			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	な し			
書 記	事 務 局 長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 事	小 山 和 也
事 件	・ 議 案 等 の 市 の ホ ー ム ペ ー ジ へ の 掲 載 に つ い て ・ 議 会 に 係 る 条 例 、 規 則 の 改 正 等 に つ い て ・ 議 案 書 様 式 の 検 討 に つ い て ・ タ ブ レ ッ ト 端 末 導 入 に 係 る 検 証 結 果 に つ い て			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

<開 会> 午前10時50分

- 加藤委員長 ただいまの出席議員は全員であります。これより議会運営委員会を開催します。本日の日程については、前回（9月11日）に課題出しさせていただいていた、議案のホームページ掲載について、議会に係る条例、規則等の一部改正、議案書様式の検討について等であります。

<議案等の市ホームページへの掲載について>

- 加藤委員長 「開かれた議会」のさらなる推進のため、市長・議員から議会に提出される議案及び請願・陳情について、市ホームページの日高市議会ページに掲載し、公表を行いたい旨、前回の議会運営委員会でお伝えしました。

さらに議案等には個人の氏名、住所等の個人情報を含むものがあるため、公開に際しては、個人情報の保護に配慮した措置を講じる必要があるため、ホームページへの公開と個人情報の保護に配慮した措置について、基準を提示し、意見をまとめていただくよう依頼をしておりました。

本日ご意見をお伺いいたします。再度資料を配布していますので、確認のうえご意見をお願いいたします。なお、前回配布資料から「公開等を行う時期」を加えました。

まず、議案等を市のホームページに掲載、公表を行うことについて、ご意見ございますか。

（なし）

それでは、市ホームページに議案等掲載していくこととします。

次に、資料1市ホームページにおける議案等の公表等についてについて、ご意見をお願いします。

（なし）

それでは、このような基準で公表を行っていきます。12月定例会からの議案等を市ホームページ日高市議会ページに掲載することとします。

<議会に係る条例、規則の改正等について>

- 加藤委員長 前回の議会運営委員会で、日高市議会会議規則、日高市議会委員会条例、日高市議会基本条例、日高市議会政務活動費の交付に関する条例及び規則の一部改正について事務を進めていく旨、了承いただき、その概要についてお示しいたしました。

本日その改正（案）をお示しいたします。なお、会議規則、委員会条例、基本条例は議会改革として議会運営委員会で議論を重ねてきましたので、議会運営委員会で内容を決定し、委員会提出議案としたいと思います。政務活動費に関する条例及び規則の一部改正につきましては、今回議論してきた議会改革の内容とは異なりますし、議会運営に直接関わることではないため、代表者会議で議論していただきたいと思います。

それでは、それぞれの改正案の詳細について事務局より説明させます。

事務局説明：資料2をご覧ください。今回説明用に用意したのは資料2ですが、SideBooksに新旧対照表、新規制定のもの全文を掲載していますので、後ほどご確認をお願いいたします。

まず、日高市議会会議規則、委員会条例の一部改正の概要について一括して説明いたします。

改正理由ですが、令和6年4月1日施行地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部改正があり、それを受け全国市議会議長会が定める標準会議規則等の一部改正があったため、それを受け、改正を行うものです。

改正の概要は、デジタル手続法において行政機関等への申請や行政機関が行う処分通知等はオンラインにより行うことが可能とされていますが、地方議会は「行政機関等」から外れていましたが今回の地方自治法の改正で可能となりました。

ただ、会議規則、委員会条例等に基づく手続きはデジタル手続法や地方自治法の対象外であるため、法改正だけではオンライン化できないため、全国市議会議長会において標準会議規則の一部が改正されました。本市議会においてもこれに準じ一部改正を行うものです。

改正内容は、地方自治法改正によりオンライン化が可能となった手続きのほか、会議規則等の規定により書面等によるものが求められている手続きのオンライン化・デジタル化を可能とするものです。

簡単に言うと従来の文書による手続きにオンラインによる方法を加えるというものです。

なお、法規審査会による内部審査を終えています。

次に日高市議会会議規則の一部改正の内容について説明します。今回は3つの改正があります。

1つ目が手続きのオンライン化に関する改正です。

各条の中で「文書等」で行うことが規定されている手続きをオンライン化・デジタル化を可能とするものです。「文書等による手続き」とは例を挙げると第14条議案の提出第1項中「連署して」、第20条日程の作成及び配布「記載した」、第67条答弁書の配布「答弁書」「写し」、第140条請願文書表の作成及び配布「請願文書表」が「文書等」にあたり、これらの手続きにオンラインの方法を加えるというものです。2、3ページに列挙しましたが1が議会に対する通知、2が議会が行う通知、3が議会が作成・保存する文書となります。

このように、オンライン手続きの対象となる箇所が多数のため、新たに「第9章補足」に通則的な条文を加えます。内容は、通知等がオンラインで可能となったこと、その通知の到達時期を定めるもの、署名等がオンラインで可能となったこと、その際の本人確認、原本確認について、文書等の作成・保存がデータで可能といったことが盛り込まれています。

条文を読んでいただくと、読んだだけでは具体的に何を指すのかわからない用語が出てくると思います。どのような機器を指すのか境界が曖昧であったり、将来出てくるかもしれない新たな技術形式も扱えるように、法律や条例の用語は正確さを重視するため一般的な用語とは異なりますので、読み替えて読んでいただくと分かりやすくなります。

電子計算機：パソコン、スマートフォン、タブレット等

電子情報処理組織：インターネット、LAN等

電子的記録：（デジタル）データ

電子情報処理組織を使用する方法：オンライン（化）、メール、電子申請システム等

2つ目が、現在の社会情勢や本市議会の実状に照らし合わせた改正です。

第9条第4項 会議の開始は号鈴で報ずる。電鈴：ベル 号鈴：ブザー

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。条文を簡潔で適切な表現にしたものになります。

第52条第2項 改正前の「自己の議席番号を告げ」を実情に合わせました。

第71条第2項、第72条第1項、第78条第2項 異議、要求の人数を出席議員5人以上から3人以上としました。議員定数が多かったところから変更していないので、全体のバランスを考慮して変更しました。

第152条第1項 携帯品ですが、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機を帽子、コート、マフラー、傘としました。これは時代に合った表記とするもので、新たな携帯品を追加することを目的にするものではありません。

第156条第2項 撮影や録音が機能を有するタブレット端末を議場に持ち込むことになったため、議場での行為の禁止として追加しました。

第166条 協議又は調整を行うための場ですが、これまでの標準会議規則に入っていましたが、全員協議会や代表者会議を議会活動として明確に位置付けられることから公務災害補償の対象となりえることとなります。第166条の2が標準会議規則で設けられた（オンラインによる開催）こともあるため追加しました。

3つ目が字句の整理です。常用漢字の変更等に基づく用字用語の整理をするものです。

次に日高市議会委員会条例の一部改正の内容について説明します。

会議規則はオンライン手続きの対象となる箇所が多かったため、通則的な規定を新設しましたが、委員会条例はその箇所が少ないため該当する条文の個別改正により対応となります。

主な改正は、文書等による手続きに関してオンラインによる方法を可能としたもの。委員会においてはオンライン会議の開催を可能とするものです。（第15条の2）ただし、大規模な災害等の発生等、重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときに限るものとします。

「大規模な」は主観的な解釈に基づかないもの、「災害等」の「等」は災害以外の「事故」を想定、「発生等」の「等」は「警報の発令」を想定しています。

今回検討していただきたい条文として、参考として提示した、第15条の2第1項第2号「育児、介護その他のやむを得ない事由」を個人事由でのオンライン出席を可能とするものを入れるか、入れないかを検討していただきたいと思います。

全国市議会議長会では会議規則第92条で育児、介護等の事由による欠席を規定しているにも関わらず、同じ事由によるオンライン出席を規定すると会議規則との矛盾が生じること、また、オンライン出席を強いられる恐れがあることから、参考としています。

第2号が入らないと、オンライン出席する場合は届出制となり、これは許可制にした場合、委員長判断について妥当性の問題が生じる可能性があるためです。

第2号については、オンライン出席する場合は許可制としており、これは「その他のやむを得ない事由」の濫用によるオンライン出席を防ぐためです。

地方自治法の改正により、施行に合わせ、会議規則、委員会条例を改正しなければならないわけではありませんが、当市議会が令和7年1月よりタブレット端末導入によるペーパーレス化の本格運用になるため令和7年1月1日を施行日とするものです。

12月定例会の流れは、告示日の議会運営委員会で規則（案）、条例（案）の協議、決定。質疑日の議会運営委員会で議案の決定。追加議案として取扱うことについて決定。閉会日に委員会提出議案提出。質疑、討論、採決となります。

次に日高市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程、日高市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程です。こちらは新規制定となります。これら規程は、会議規則、委員会条例において「議長が定める」としている手続きへの対応を定めています。全国市議会議長会から示されている規程（例）に準じて

います。

まず、会議規則に係る規程ですが、第3条で議会へ通知する場合の方法として、会議規則第168条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織を定めています。本市議会の場合を具体的に言うと「議会が使うパソコンと通知等を行う者が使用しているパソコンでデータの送受信をする回線（インターネット回線）」と定めています。第5条は議会から通知を受ける場合に第3条と同じ方法を定めるものです。第7条は議会から通知を受ける場合の表示方式として、会議規則第168条第2項ただし書に規定する議長が定める方法を定めています。具体的には、第1号はインターネットを使用してIDやパスワードを入力して使用するSideBooksやLINEWORKS。第2号は議会専用Gメールか事前に届出をいただいている議員個人の電子メールを指しています。第10条は署名、押印に代わる、氏名、名称を明らかにする措置を「電子署名」と定めています。第12条 電磁的記録による記録の作成方法が定められています。具体的にはパソコン内のファイルに記録する方法です。

次に委員会条例に係る規程です。第3条で電磁的記録による記録の作成方法が定められています。具体的にはパソコン内のファイルに記録する方法です。第4条で署名、押印に代わる、氏名、名称を明らかにする措置を「電子署名」と定めています。

会議規則、委員会条例の内容が規程に委ねられているため、会議規則、委員会条例を定めただけでは運用できないことから、会議規則、委員会条例と同日の令和7年1月1日を施行日とするものです。

12月定例会で告示日の議会運営委員会で規程(案)の協議、決定し、閉会日の会議規則、委員会条例の議決後、議長決裁となります。

次に日高市議会基本条例の一部改正についてです。

改正理由はタブレット端末導入にあたり、議会が情報通信技術を積極的に活用していくことを議会内外に示すとともに、議会運営の効率化を推進し、議会の機能強化等を図るものです。改正概要についてですが、議会基本条例は理念条例であるため、タブレット端末を導入することにより本議会が情報通信技術を積極的に活用していく姿勢を示すものです。近隣では所沢市、飯能市、富士見市が議会の基本条例に情報通信技術の活用を定めています。本市議会においては昨年の10月25日の議会運営委員会で定めることについて決定、11月17日の全員協議会で報告しており、文言は今後検討することとしておりました。改正内容ですが第6章 議会の機能強化に「(情報通信技術の活用) 第15条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の活用を図るものとする」を追加するものです。こちらも法規審査会による内部審査は終わっています。

本市議会が令和7年1月よりタブレット端末導入によるペーパーレス化の本格運用に合わせ令和7年1月1日を施行日とするものです。

12月定例会において、告示日の議会運営委員会で、条例(案)の協議、決定。質疑日の議会運営委員会で議案の決定。追加議案として取扱うことについて決定し、閉会日本会議で委員会提出議案提出。質疑、討論、採決という流れになります。

・加藤委員長 ただいま説明がありましたが、これらを12月定例会に委員会として提出することで進めたいと考えております。

具体的にはお示しした改正(案)について、12月定例会告示日の議会運営委員会で意見を頂き、質疑日の議会運営委員会で改正内容を決定し、最終日に提出する流れとなります。

本日は、先ほど事務局から説明があった委員会条例での第15条の2委員会の開会方法の特例の第2号の取扱いについても含め、12月定例会告示日の議会運営委員会

でご意見をいただきますので、検討いただくようお願いいたします。

- 山田委員 委員会条例第15条の2について、会議規則に育児、介護を事由に欠席できる旨を入れた経緯がありますが、今回オンライン出席を可能とすると矛盾が生じるといった説明がありましたけれど、一人会派も含めて慎重に検討したほうがよいと思います。
- 加藤委員長 委員の皆さまは会議の場で発言いただけると思いますが、一人会派の方は委員長あて書面にて意見を頂きたいと思います。後ほど一人会派の方には委員長から伝えます。

＜議案書様式の検討について＞

- 加藤委員長 議案書の様式について執行部から新しい様式としたい旨、情報提供があり、前回お示ししました。
内容としては、条例等の一部改正をこれまでの「改め文方式」から「新旧対照表方式」とするものです。それに伴い用紙レイアウトを横向きにすること、より読みやすくするためUDフォントとすることです。
本日、新しい様式での議案を例示いたします。資料を配布いたしましたが、今後タブレットのみで議案を閲覧することとなりますので、タブレットでもご覧いただきたいと思います。
内容について事務局に説明させます。

事務局説明：9月議会中（9月11日）の議会運営委員会で情報提供いたしました新しい議案書の導入検討についてですが、執行部では議案書がタブレットのみで完全ペーパレス化になる際の見やすさ・読みやすさを検討している中で、3つの新しい方式について検討しているとのことです。

資料3の9月議会 議案第51号で実際に確認したいと思いますが、1つ目は条例改正をこれまでの「改め文方式」から「新旧対照表方式」とするものです。

これまで、参考資料だった新旧対照表を議案の中に入れ込むものです。

それに伴い、2つ目として新旧対照表が横向きの方が見やすい、縦向きだと縦長になって読みにくくなるため、用紙レイアウトを横向きとするものです。

3つ目は誰にとっても見やすく読みやすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を採用するというものです。

- 加藤委員長 本日は提案された新しい様式を実際に提示するのみとし、今後ご意見を頂くこととします。

＜タブレット端末導入に係る検証結果について＞

- 加藤委員長 タブレット端末を導入した9月定例会終了後、アンケートをお願いしました。
その結果をお手元に配布しますので確認ください。
結果の概要ですが、全体的には肯定的なご意見が大半でした。特にSideBooksでの資料やフォルダ構成は分かりやすい。LINEWORKSの機能は便利であるというご意見が多かったです。
反対にSideBooksのメモ機能が分かりにくい、使っていない。Gメールを使用していない、自分のメールと併用しているという意見が多くありました。
それぞれの機能について、特にSideBooksで講習会では教えてもらったけど忘れてしまったことなど、ご案内していきたいと考えています。
今回のアンケートではタブレット端末の操作自体がまだ慣れていないので難しいと

のご意見が多くありましたので、１２月定例会終了後にも同じようにアンケートを行い、引き続き検証したいと思います。

そのように進めることでよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、運用はしばらくこのままとし、今後も検証していくこととします。

<その他>

◦加藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

（なし）

<閉 会> 午前１１時２７分

◦加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔